

令和7年12月12日

愛南町議会議長 吉田 茂生 殿

総務文教常任委員会
副委員長 田中 純樹

請願審査報告書

本委員会に付託された請願を審査した結果、下記のとおり決定したので会議規則第93条第1項の規定により報告します。

記

第1回

- | | | |
|----------|--------------|--------------------|
| 1 番 | 審査日時 | 令和7年12月3日（水）17:51～ |
| 2 場所 | 愛南町役場 議員協議会室 | |
| 3 委員の出席者 | 委員7名 | |
| 4 委員の欠席者 | 委員0名 | |

第2回

- | | | |
|----------|--------------|--------------------|
| 1 番 | 審査日時 | 令和7年12月5日（金）11:00～ |
| 2 場所 | 愛南町役場 議員協議会室 | |
| 3 委員の出席者 | 委員7名 | |
| 4 委員の欠席者 | 委員0名 | |
| 5 審査の結果等 | | |

受理番号	付託年月日	件名	委員会の意見	審査結果
請願第1号	令和7年 12月3日 第4回定例会	セクハラ議員の役職（総務委員長）不適格、及び愛南町議会としてセクハラ議員への処分に関する請願について	本委員会は、本請願に関し参考人より意見陳述を受け、審査を行った。（なお、本請願は請願者と利害関係を有する委員1名が除斥し、採決に際し委員1名が退室した。） 審査の過程においては、当該行為を巡る現状の認識や、議会としての説明責任のあり方について各委員から意見が出され、慎重に議論を深めた。 本委員会は、請願が提起した議員のハラスメントに対する問題意識の重要性については、全委員で共有しつつ、審査の結果、本請願	不採択

		<p>事項は議員の処分や役職の更迭に係るものであり、これらは議会の自律権に基づく内部規律の問題であって、外部請願によって処分を求めるることは適切でないとの意見が示されたため、不採択とすべきとの判断に至った。</p> <p>一方で、委員からは、ハラスメントの問題は受け手の受け止め方が基準となるべきであり、議会として町民に対する説明責任を果たし、再発防止の視点から適切な対応を検討すべきであるとの強い意見も出された。</p> <p>採択の結果、可否同数となり、愛南町議会委員会条例の規定に基づき、副委員長裁決により本請願は「不採択」とすべきものと決定した。</p>	
--	--	---	--